資格等の取得による単位認定に関する規程

平成２２年４月１日
規 程 第 １ １ ２ 号

（趣旨）

第１条　この規程は、埼玉県立大学学則（平成２２年規則第１号。以下「学則」という。）第８２条の規定に基づき、学則第６５条で規定する大学以外の教育施設等における学修のうち、社会的評価を有する知識及び技能資格（以下「資格等」という。）の取得による単位認定の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（認定条件等）

第２条　単位認定の対象となる検定試験・資格等の名称、認定条件、認定対象の授業科目及び認定単位数は、別表に掲げるとおりとする。

（認定申請）

第３条　単位認定を受けようとする学生は、次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請しなければならない。

一　資格等の取得による単位認定申請書（様式第１号）

二　検定試験・資格等の合格証書又は公式認定証の写し

２　単位認定の申請は随時行うことができる。ただし、卒業する年度に単位認定の申請をする学生は、卒業する年度の１月１５日（同日が土曜日又は学則第２６条第１項若しくは同条第３項に規定する休業日に当たるときは、これらの日の翌日）までに申請しなければならない。

（単位認定）

第４条　単位の認定は、学長が行う。

２　前項の規定により単位認定された授業科目に係る成績評価は「認」の評語とする。

３　第１項の規定により認定された単位は、学則第６７条で規定する所定の単位に算入する。

（その他）

第５条　この規程に定めるもののほか、資格等の取得による単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

認定対象の授業科目	単位数	検定試験・資格等			
		TOEIC L&R 公開テスト	TOEFL iBT Test	IELTS	実用英語検　　定
英語Ⅰ	1 単位	680 以上	73 以上	5.5 以上	準１級以上
英語Ⅱ	1 単位	680 以上	73 以上	5.5 以上	準１級以上
英語Ⅲ	1 単位	720 以上	78 以上	6.0 以上	準１級以上
英語Ⅳ	1 単位	720 以上	78 以上	6.0 以上	準１級以上

様式第１号（第３条関係）

資格等の取得による単位認定申請書

私は、下記の単位について単位の認定を受けたいので、資格等の取得による単位認定に関する規程第３条の規定に基づき申請します。

年　　月　　日

（あて先）
埼玉県立大学長

年度入学　　学科

学籍番号

氏　　名

記

単位認定申請科目名	単位数	検定試験・資格等	スコア等

※ 添付書類
検定試験・資格等の合格証書又は公式認定証の写し